

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月14日

【会社名】 株式会社レッド・プラネット・ジャパン

【英訳名】 Red Planet Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野間 史敏

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050-5835-0966

【事務連絡者氏名】 経営企画室 室長 丹藤 昌彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目7番1号

【電話番号】 050-5835-0966

【事務連絡者氏名】 経営企画室 室長 丹藤 昌彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

株式	500,010,000円
第4回新株予約権証券	26,357,260円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	2,276,367,260円

（注）新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	14,286,000株	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集は、平成26年7月14日開催の取締役会決議によるものであります。

- 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 本新株式の発行は、届出の効力の発生を条件とします。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	14,286,000株	500,010,000	250,005,000
一般募集			
計(総発行株式)	14,286,000株	500,010,000	250,005,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

- 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は250,005,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
35	17.5	100株	平成26年7月30日(水)		平成26年7月30日(水)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 申込み及び払込みの方法は、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ金銭を払い込むものとしたします。
- 本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株に係る割当は行われなないこととしたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社レッド・プラネット・ジャパン 管理部	東京都港区赤坂一丁目7番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友信託銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	642,860個(新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	26,357,260円
発行価格	1個につき41円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.41円)
申込手数料	該当事項はありません。

申込単位	1個
申込期間	平成26年7月30日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社レッド・プラネット・ジャパン 管理
払込期日	平成26年7月30日(水)
割当日	平成26年7月30日(水)
払込取扱場所	株式会社三井住友信託銀行 本店営業部

- (注) 1. 株式会社レッド・プラネット・ジャパン第4回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行については、平成26年7月14日開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日に上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に金銭を払い込むものいたします。
3. 本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないことといたします。
4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によるものであります。
5. 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社レッド・プラネット・ジャパン 普通株式 1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
新株予約権の目的となる株式の数	1. 本新株予約権の目的である株式の総数は64,286,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整された場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果に生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同じする。 4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、35円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整を行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,276,367,260円</p> <p>(注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消去した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年7月30日から平成28年7月29日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社レッド・プラネット・ジャパン 管理部 東京都港区赤坂一丁目7番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友信託銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金41円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び

取得条件

別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。

4. Oakキャピタルとの総数引受契約におけるファーストリフューザル条項

当社は、本新株予約権の申込期日である平成26年7月30日までにOakキャピタル株式会社との間で総数引受契約を締結することを予定しております。当社が株式又は新株予約権（但し、当社又は子会社の役員及び従業員に対するインセンティブを付与する目的のもの等を除く。）による資金調達を行う場合には、Oakキャピタルにおいて、所定の手続に従い、その引受の優先権を有すると定められる〔予定です〕。なお、Oakキャピタルが保有する本新株予約権の残高がなくなり次第、かかる優先権は消滅するものとされる予定です。

5. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

6. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

7. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,776,377,260	16,000,000	2,760,377,260

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式の払込金額の総額(500,010,000円)に、新株予約権の発行価額の総額(26,357,260円)と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額(2,250,010,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用は、登記費用、弁護士費用、新株予約権価値算定費用その他費用からなり、合計16,000,000円を予定しております。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少致します。

(2)【手取金の使途】

本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による調達資金につきましては、下記ホテル事業におけるホテル用地取得費用及びホテル等に係る一般管理費用等に充当する予定であります。

新株式

調達する資金の具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
愛知県名古屋市中区のホテル用地取得費用	496,860,000円	平成26年7月末

- (注) 取得費用の総額は805,000,000円であり、これから自己資金により支出した手付金10,000,000円を控除した未払取得費用795,000,000円を7月31日に支払うこととなっております。かかる未払取得費用のうち、本新株式の発行による手取金の全額を充当し、未払取得費用の残額298,140,000円の内額は、第2回ライツ・オフリングにより調達した手取金の残額979,733,030円から充当する予定です。

新株予約権

調達する資金の具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
東京都台東区浅草のホテル物件の取得に関する費用、及びこれに係る一般管理費等(注)1.及び4.	400,222,410円	平成27年7月～平成27年8月
東京都品川区五反田のホテルの取得に関する費用、及びこれに係る一般管理費等(注)2.及び4.	800,000,000円	平成26年8月～平成26年10月
愛知県名古屋市中区のホテル開発に関する費用、及びこれに係る一般管理費等(注)3.及び4.	500,000,000円	平成26年7月～平成28年7月
東京都区内(上記2つの物件を除く)、及び大阪のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等(注)4.	563,294,850円	平成26年7月～平成27年9月
合計	2,263,517,260円	-

- (注) 1. 東京都台東区浅草のホテルに係る投資予定額(総額)は2,431,000,000円を予定しております。そのうち、第2回ライツ・オフリングにより調達した資金により255,000,000円を支払済みであり、残額2,176,000,000円については、第2回ライツ・オフリングにより調達した資金から595,777,590円、金融機関からの借入金により1,180,000,000円、本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち400,222,410円を充当する予定です。
2. 東京都品川区五反田のホテルに係る投資予定額(総額)は、1,371,000,000円を予定しております。そのうち、自己資金により30,000,000円を支払済みであり、残額1,341,000,000円については、金融機関からの借入金により541,000,000円、本新株予約権の発行及び行使による調達資金のうち800,000,000円を充当する予定です。
3. 愛知県名古屋市中区のホテルについては取得及び開発費用を含めた投資予定総額は2,882,000,000円となりますが、ホテル用地の取得費用805,000,000円を控除した2,077,000,000円については、本新株予約権の発行及び行使による調達500,000,000円を充当し、残額は金融機関からの借入金により充当する予定です。

4. 上記各物件に関する取得や開発に関する費用と一般管理費等の総額を、自己資金、本新株予約権の発行及び行使による調達、金融機関からの借入金から支出することとしており、本新株予約権の発行及び行使による調達のうち、取得・開発費用と一般管理費等の具体的な内訳については決定していませんが、決定次第直ちに開示を致します。
5. 本新株予約権が仮に全て行使されないこととなった場合には、その時点における各物件の現況(ホテル開業まで不動産の駐車場等として利用することにより収益を得ることができているか否かや収益規模)、ホテルの開業予定時期、支払期限の先後及び支払金額、当社の自己資金の状況、各物件に係る金融機関からの借入条件を考慮し、具体的な充当額を決定することとなるため、現時点においては、各物件について支出の優先順位を定めてはおりません。本新株予約権が仮に全て行使されないこととなり各物件について支出の優先順位を定める必要が生じた場合には、決定次第直ちに開示を致します。
6. 当社は調達した資金を予定時期に支出する予定であります。支出の実行までは、当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

なお、後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書に記載された重要な設備の新設、除却等の計画については、本有価証券届出書提出日現在において以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	東京都台東区浅草 (土地及び建物)	ホテル事業	ホテル設備	2,431	255	自己資金、借入金 及び増資資金	平成26年 1月	平成27年 5月	年間売上15%増 (予定)
	東京都品川区五反田 (建物)	ホテル事業	ホテル設備	1,371	30	自己資金、借入金 及び増資資金	平成26年 7月	平成32年 5月	未定
	愛知県名古屋市中区 (土地及び建物)	ホテル事業	ホテル設備	2,882	10	自己資金、借入金 及び増資資金	平成26年4月	平成27年末	未定

上記以外には、東京都区内(上記2つの物件を除く)、及び大阪のホテルに係る建物及びその敷地の取得を検討しており、平成26年7月から平成27年9月までに支出を予定しております。なお、本有価証券届出書提出日現在では、これらの地域から概ね2,300百万円の投資を見込んでおりますが、これらについては、現時点では、具体的に取得が確定したのではなく、取得に関する契約の締結を決定次第直ちに開示を致します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタルに対して、「第一[募集要項]4[新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)](1)[募集の条件]欄外(注)2」に記載の「総数引受契約」の締結日から3か月間、ロックアップ対象有価証券(以下に定義する。以下同じ。)の発行(ただし、株式分割は含まない。)もしくは交付もしくは処分(公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行もしくは交付の形態を問わない。以下、「本追加新株式発行等」という。)またはこれに関する公表を行わない。ただし、Oakキャピタルの事前の書面による承諾を受けた場合はこの限りではありません。

なお、かかる当社の義務は、Oakキャピタルが保有する当社株式(本新株予約権の行使の結果としてOakキャピタルが保有することとなった株式をいう。)及び本新株予約権の残高がなくなり次第、消滅する旨の合意をしております。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債、当社普通株式への転換予約権又は強制転換条件の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。ただし、当社及び当社子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれら者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行もしくは交付もしくは処分されるものを除く。)をいいます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

本新株式及び本新株予約権の割当予定先

a 割当予定先の概要	名称	Red Planet Holdings Pte Ltd
	本店の所在地	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 SIMON GEROVICH
	資本金	101,841,396 (\$)
	事業内容	宿泊業及び飲食業、小売業、広告代理店業等
	主たる出資者及び出資比率	Red Planet Hotels Limited 100%
b 提出者と割当予定先との関係	資本関係	平成26年3月31日現在、当社の株式43,000,000株（総議決権に対する議決権割合40.84%）を所有する主要株主及び筆頭株主であり、本有価証券届出書提出日現在、実質的支配力基準による親会社に該当しております。
	人的関係	当該株主の完全親会社であるRed Planet Hotels Limitedの会長であるSimon Gerovich（サイモン・ゲロヴィッチ）、Red Planet Hotels Limitedの取締役CEOであるTimothy Hasing（ティモシー・ハンシング）及びRed Planet Hotels Limitedの執行役員であるMark Reinecke（マーク・ライネック）が当社取締役に、Red Planet Hotels LimitedのCFOであるEwan Patrick（ユーアン・パトリック）が当社社外監査役に、それぞれ、第15期定時株主総会において選任され、就任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社はリミテッドサービスホテルの運営事業及びEコマース事業等で当該株主と業務提携を行っております。

本新株予約権の割当予定先

a. 割当予定先の概要		
名称	Oakキャピタル株式会社	
本店の所在地	東京都港区赤坂8丁目10番24号	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第153期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が所有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が所有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

RPH社

RPH社は、既に40.82%を所有する親会社及び筆頭株主であり、当社に対して、当社グループが積極的に取り組んでおりますホテル事業等の運営に係るノウハウを提供しております。当社グループのホテル事業については、沖縄のホテル1棟が既にオープンしているほか、東京都台東区浅草のホテル1棟を開発中であり、愛知県名古屋市中区のホテル及び東京都品川区五反田のホテルについて不動産売買契約を締結しており、更に東京都区内にホテル用地取得に向けた取組みを強化しております。

RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行により、新たにホテル用地取得が可能となり、更なる安定的な収益基盤の確立及び当社グループの企業価値向上につながると判断したため、現在、親会社及び筆頭株主であるRPH社を割当予定先として選定いたしました。

Oakキャピタル

割当予定先のOakキャピタルは、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

上記実績等を確認する中、当社より直接、Oakキャピタルへのコンタクトを図り、当社は同社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

その結果、他の投資会社等の提案内容と比較し、同社を割当予定先とすることは当社のニーズを満たすものであると判断し、同社を割当予定先として選定致しました。

d. 割り当てようとする株式の数

名称	株式数
Red Planet Holdings Pte Ltd	新株式 14,286,000株
	新株予約権 142,860個（その目的となる株式数14,286,000株）
Oakキャピタル株式会社	新株予約権 500,000個（その目的となる株式数50,000,000株）
合計	新株式 14,286,000株
	新株予約権 642,860個（その目的となる株式数64,286,000株）

e. 株券等の保有方針

RPH社

RPH社は、本日現在、当社の主要株主である筆頭株主及び親会社であり、安定株主として引き受けた本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む当社株式を長期的に保有する意向であることを書面により確認しております。また、当社は、RPH社から、払込期日より2年以内に割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

なお、RPH社は、本第三者割当のみによっては親会社及び筆頭株主の地位に変更は生じませんが、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタルが本新株予約権を全て行使した場合には、RPH社による議決権保有割合は40%未満（RPH社が本新株予約権を全て行使した場合には38.93%、全て行使しない場合には33.78%）となり、主要株主である筆頭株主ではあるものの、親会社に該当しないこととなります。かかる場合であっても、RPH社は、当社による「レッド・プラネット・ジャパン」の商号の使用許諾、役員の兼任関係、ホテル運営事業及びEコマース事業における業務提携関係を維持する予定であることを確認しております。

Oakキャピタル

割当予定先であるOakキャピタルが取得する本新株予約権及びその行使後の当社普通株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していく旨の表明を受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

RPH社

当社は、RPH社名義の金融機関の口座情報の写しに加え、同社の親会社であるRed Planet Hotels Limited（同社は、投資家から資本性の資金調達を行い、その調達資金を、主にホテル事業に投資をする会社であります。その調達資金は、当社を含めた同社子会社に対して出され、子会社は、ホテル事業に対して

投資を行っています。)の海外子会社(RPH社を除く。)に持分を保有され、海外でホテルを運営する事業体名義の金融機関の口座情報の写しを受領しております。RPH社によれば、事業体に出資した資金は必要に応じて親会社が融通でき、これら事業体からその親会社としてRed Planet Hotels Limitedが受領した金銭を同社がRPH社に出すことにより、RPH社は、割り当てを受けた本新株式及び本新株予約権の発行価額並びに本新株予約権の行使価額を行う方針であるとのことです。また、割当予定先であるRPH社より、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても支障がない旨の確認書を受領しております。これらから、当社としては、RPH社は、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払込み並びに本新株予約権の行使価額の払込みに必要な財産を有しているものと判断しております。

Oakキャピタル株式会社

割当予定先であるOakキャピタルより、本新株予約権の発行に係る払込みについて払込期日に全額払込むことの確約をいただいております。また、当社は、同社が平成26年6月27日に提出した平成26年3月期有価証券報告書に記載された連結財務諸表に表示される平成26年3月末現在における現預金その他の流動資産及び平成25年3月期第1四半期から第3四半期までの各四半期報告書に記載された四半期連結財務諸表に表示される現預金その他の流動資産から理解できる直近1年の現預金その他の流動資産の推移の状況や同社が可能な限り市場動向に配慮しながら本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却していくことを表明していることに照らして、本新株予約権の発行価額の払込み及び支出予定時期に応じて段階的に行使される本新株予約権の行使請求に必要な現金を有しているものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

RPH社

当社は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先でありますRPH社の会長、その親会社であるRed Planet Hotels Limited取締役会長及びRed Planet Hotels Limitedの主要株主であるEvolution Capital Public Company Limited CEOであるSimon Gerovich(サイモン・ゲロヴィッチ)対し、平成26年7月11日に当社代表取締役社長小野間史敏より、割当予定先並びに割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が割当予定先並びに割当予定先の親会社及び親会社の主要株主の経営に関与している事実、割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員、親会社及び親会社の主要株主が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実の有無を確認したところ、そのような事実は一切ないことの回答をされ、また、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

RPH社からの平成26年7月14日付の書面においても同様の回答を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

Oakキャピタル

本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタルは、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株式については該当事項はありませんが、本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の払込金額は、直近の当社株式の株価が当社の実態を適正に表しているものと考えられることから、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値(38円)を基準としつつも、本新株式の発行に係る取締役会決議日までの1ヶ月間の終値平均33.63円、同取締役会決議日までの3ヶ月間の終値平均31.63円、同取締役会決議日までの6ヶ月間の終値平均35.45円も参

考にして、同取締役会決議の直前取引日である平成26年7月11日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値(38円)から7.9%割り引かれた35円といたしました。

なお、本新株式の払込金額の当該直前取引日までの1ヶ月間の終値平均33.63円に対するプレミアム率は6.06%、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均31.63円に対するプレミアム率は12.9%、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均35.45円に対するディスカウント率は1.34%となっております。

また、本新株式の払込金額の決定に際しては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を参考にしており、当社取締役会は、当該指針に照らして、その払込金額は、特に有利な発行価額には該当しないものであると判断いたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠しているとともに、取締役会決議日の直前取引日の終値(38円)からは7.9%のディスカウントとなるものの、6ヶ月終値平均とほぼ同額、1ヶ月終値平均及び3ヶ月終値平均における株価に比してプレミアムを有するものであることから、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

本新株予約権

当社は、他社上場企業の新株予約権の評価実績のある複数の第三者評価機関と面談の上、費用や評価実績を考慮の上、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役:小幡治、住所:住所:東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本総数引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価額を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議日の直前取引日における当社普通株式の株価38円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)66.7%(3か月)、62.6%(6か月)、84.2%(1年)、106.7%(2年)、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利子率0.02%(3か月)、0.01%(6か月)、0.05%(1年)、0.06%(2年)、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

なお、当社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされており、当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の180%以上となった場合と設定しております。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却することと仮定し、同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも50%上回った場合、1ヶ月間または3ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の12%を行使上限額として、新株予約権を追加的に行使するものと仮定しています。割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、算定結果である評価額41円を参考に、第4回新株予約権の1個当たりの払込金額を金41円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の終値(38円)を基準としつつも、当該決議日までの1ヶ月間の終値平均33.64円、同取締役会決議日までの3ヶ月間の終値平均31.63円、同取締役会決議日までの6ヶ月間の終値平均35.45円も参考にして、同取締役会決議の直前取引日である平成26年7月11日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値(38円)から7.9%割り引かれた35円といたしました。

なお、当社監査役全員も、当社取締役会において、本新株予約権の第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を下回らない金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、適法である旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による株式数は14,286,000株(議決権の数は142,860個)であり、また、同時に発行する本新株予約権の全部が行使された場合に新たに発行される株式数は、64,286,000株(議決権の数は642,860個)であります。これらを合算すると、発行される株式数は78,572,000株(議決権の数785,720個)となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数105,332,237株(議決権の数1,052,811個)に対して74.59%(議決権の総数に対する割合は74.63%)に相当するため、相応の希薄化が生じます。

しかしながら、当社としましては、本第三者割当により、当社グループが積極的に取り組んでいるホテル事業を中心とした事業の収益の柱を構築するための成長戦略を推進するとともに、当社グループの事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えており、本第三者割当による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程に記載のとおりであります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による株式数は14,286,000株(議決権の数は142,860個)であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は、64,286,000株(議決権の数は642,860個)であります。これらを合算すると、発行される株式数は78,572,000株(議決権の数785,720個)となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数105,332,237株(議決権の数1,052,811個)に対して74.59%(議決権の総数に対する割合は74.63%)となります。したがって、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式の発行後

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合
Red Planet Holdings Pte Ltd	100 Beach Road, #25- 06, Shaw Towers, Singapore 189702	43,000,000	40.84%	57,286,000	47.91%
ITJ株式会社	東京都港区西新橋一 丁目1番15号	20,098,300	19.09%	20,098,300	16.81%
日本証券金融株式会 社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目2番10 号	3,214,800	3.05%	3,214,800	2.69%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 一丁目4番	1,228,300	1.17%	1,228,300	1.03%
カブドットコム証券 株式会社	東京都千代田区大手 町一丁目3番2号	587,100	0.56%	587,100	0.49%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一 丁目6番1号	557,700	0.53%	557,700	0.47%
三好 正治	福井県越前市	335,800	0.32%	335,800	0.28%
CBHK-PHILLIP SEC (HK)LTD-CLIENT MASTER	10/F.TWO HARBOURF RONT,22TAK FUNG STREET,HUNG HOM,KOWLOON HONG KONG	330,000	0.31%	330,000	0.28%
平 志郎	山形県東根市	320,000	0.30%	320,000	0.27%
マネックス証券株式 会社	東京都千代田区麹町 二丁目4番1号	317,880	0.30%	317,880	0.27%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数14,286,000株によって算出しております。

本新株式の発行後、本新株予約権が全て同時に行使された場合

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合
Red Planet Holdings Pte Ltd	100 Beach Road, #25-06, Shaw Towers, Singapore 189702	43,000,000	40.84%	71,572,000	38.93%
Oakキャピタル株式会社	東京都港区赤坂 8丁目10番24号			50,000,000	27.20%
ITJ株式会社	東京都港区西新橋一丁目1番15号	20,098,300	19.09%	20,098,300	10.93%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	3,214,800	3.05%	3,214,800	1.75%
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番	1,228,300	1.17%	1,228,300	0.67%
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	587,100	0.56%	587,100	0.32%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	557,700	0.53%	557,700	0.30%
三好 正治	福井県越前市	335,800	0.32%	335,800	0.18%
CBHK-PHILLIP SEC (HK)LTD-CLIENT MASTER	10/F.TWO HARBOURFRONT,22TAK FUNG STREET,HUNG HOM,KOWLOON HONG KONG	330,000	0.31%	330,000	0.18%
平 志郎	山形県東根市	320,000	0.30%	320,000	0.17%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麴町二丁目4番1号	317,880	0.30%	317,880	0.17%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の発行済株式総数に、本第三者割当により発行される株式の数14,286,000株及び本新株予約権の目的となる株式の数64,286,000株を加えた株式数によって算出しております。
3. 割当予定先であるOakキャピタルの本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却していくことを表明しております。したがって、今後において、同社が筆頭株主である主要株主になることはなく、当社の経営体制に変更が生じる可能性はきわめて低いものと判断しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による少数株主への影響についての取締役会の判断の内容
資金調達の主な目的、背景

当社グループは、インディーズ音楽分野におけるCDのディストリビューション事業を主たる事業とし、当該事業において具体的には、音楽配信、実売データの提供・販売、CDの企画・制作及び販売、並びにそのアーティストに関するイベント企画、セミナー等の企画運営等のソリューション事業を行っております。

しかしながら、ここ数年の音楽市場においては、特定のアーティスト以外の音楽CDの売れ行きは決して楽観できるものでなく、ディストリビューション事業においてビジネスモデルの変革・深化が必要となっており、当社グループは、その第一歩として、新たな事業への取組みとして平成25年4月にホテル事業を開始することと致しました。

そして、当社グループは、平成25年4月12日に公表したノンコミットメント型ライセンス・オフアリング(以下「第1回ライセンス・オフアリング」といいます。)により調達した資金により同年8月12日に「チューン那覇沖縄」として沖縄のホテルを開業しました。また、当社は、平成25年10月9日、新中期経営計画において従来から行っていたディストリビューション事業の新たな戦略(CD流通の合理化・効率化、デジタル配信についての新たなビジネスモデルの開発、これらと有機的に関連し収益につながるビジネスモデルの開発、現在当社の親会社となったRPH社のネットワークやパートナーを活用した海外マーケットへの進出)とホテル事業の強化(政令指定都市を中心に3年間で8棟から10棟を所有・運営することを目標とすること)を公表するとともに、これに係る資金を調達すべく、平成25年10月9日付で、2回目のノンコミットメント型ライセンス・オフアリング(以下「第2回ライセンス・オフアリング」といいます。)を公表しました。これら2回のライセンス・オフアリングの実施により、総額約2,692百万円の資金調達をし、ホテル事業等の強化を図っております。

このような状況下、平成26年9月期第2四半期(平成25年10月から平成26年3月まで)において、第1回ライセンス・オフアリングにより調達した資金により平成25年8月に第1棟目となる「チューン那覇沖縄」を開業し、お客様の評価も非常に高く、概ね順調に推移した結果、ホテル事業の売上高は87百万円となりましたが、利益面においては、販売費及び一般管理費をカバーするに至らず、セグメント損失は121百万円となっております。第1棟目の「チューン那覇沖縄」以外に、開発中の物件が1件(東京都台東区浅草。平成27年8月上旬にホテル開業予定。)、平成26年4月30日に不動産売買契約書を締結した土地が1件(愛知県名古屋市中区。現況は駐車場。平成28年5月にホテル開業予定)、平成26年7月14日に不動産売買契約を締結した土地が1件(東京都品川区五反田。現況は既存ホテル。また、既存ホテルは、現在営業中であり、平成26年9月1日の取得後も継続して営業する予定です。)で、これらが全て開業すると当社グループの運営するホテルは4件となります。更に東京都区内にホテル用地取得に向けた取組みを強化しております。

また、第2回ライセンス・オフアリングの実施後、ホテル内での飲食の提供により付加価値をお客様に感じて頂くことにより、ホテルの評価に差が生じることが判明したことから、平成26年5月30日、当社は、株式会社キューズダイニング(以下「キューズダイニング」といいます。)の飲食事業に対する方向性、実績等を確認し、当社グループが事業強化するホテル事業との連携を図ることにより、両者の事業シナジーが期待できるものと考え、キューズダイニングの株式の一部及びその子会社である株式会社キューズマネジメント(以下「キューズマネージメント」といいます。)の株式の全部を取得することを決議いたしました。これらの株式の取得については、第2回ライセンス・オフアリングにて調達した資金用途の一部を変更し、充当しております。当社グループが強化しているホテル事業に関しては、ホテル運営による安定的な収益基盤を確立するため、ホテル内の飲食の提供等の付加価値が必要であり、今後のホテル内の飲食業については、飲食事業等実績・経験を有するキューズダイニング及びキューズマネージメントにおいて運営することを予定しており、これが、当社グループが現在展開しているホテル事業の収益に貢献するものと考えております。

この結果、第2回ライセンス・オフアリングにより調達した資金用途の現在の状況は以下のとおりです。

用途の内容	金額(円)	支払済及び残金
東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等	1,150,000,000円	

<p>資金用途の変更 イ) 上記 の用途の内容に変更なし</p> <p>ロ) 株式会社キューズダイニング</p>	<p>イ) 850,000,000円</p> <p>ロ) 299,625,490円</p>	<p>東京都台東区浅草 平成26年5月手付金支払い 254,222,410円 残金 595,777,590円</p> <p>平成26年5月株式取得支払い 299,625,490円 残金 0円</p>
<p>東京(上記 の東京都台東区浅草の物件以外の物件。)、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市等のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等</p>	<p>393,955,440円</p>	<p>愛知県名古屋市中区 平成26年4月30日土地代金 手付金支払い 10,000,000円 残金 383,955,440円</p>
<p>ホテル運営等を行っている当社連結子会社である株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンに対する出資又は貸付による資金供与(上記 及びに伴い、各ホテルの開業により従業員の雇用等に係る人件費や一般管理費の増加が見込まれることから、これらに充当すべく行う資金供与であります。)</p>	<p>200,000,000円</p>	<p>平成25年12月～平成26年9月 200,000,000円 残金 0円</p>
<p>上記 から に伴い、当社としてもホテルに係る建物及び敷地の取得に際してデューディリジェンス等の費用を当社が手元資金により支出することが見込まれるところ、かかる支出により不足することが見込まれる当社運転資金</p>	<p>64,330,000円</p>	<p>平成26年2月 64,330,000円 残金 0円</p>
<p>当社連結子会社であるチューン那覇匿名組合への追加出資</p>	<p>167,000,000円</p>	<p>平成26年1月 167,000,000円 残金 0円</p>

上記のとおり、第2回ライツ・オフリングにおいて調達した資金の残額は、合計で979,733,030円となっており、予定どおり、東京都台東区浅草及び愛知県名古屋市中区のホテル用地の取得費及び建築費等に充当することとなっております。

他方、当社が現在開発中の東京都台東区浅草のホテルに係る投資総額約2,431,000,000円のうち約2,176,000,000円の決済は未了であり、第2回ライツ・オフリングにおいて調達した資金により充当される予定の595,777,590円ではなお約1,580,222,410円の不足があります。また、既に不動産売買契約を締結している愛知県名古屋市中区のホテル用地の取得費の一部及び建築費等(約2,882,000,000円)、東京都品川区五反田の物件の取得及び開発に係る総費用(約1,371,000,000円)、並びに現在検討している東京都区内及び大阪のホテルに係る物件の取得につきましても、これらの支払いの一部を金融機関からの借入金とした場合においても資金が不足します。さらに、ホテル開業に係る一般管理費等の増加も見込まれます。

以上のようなホテル事業の拡充に伴うホテル用地取得費用及びホテル等に係る一般管理費用に充当する目的で、当社は、本第三者割当を実施して資金調達をすることといたしました。

当社のホテル事業に関する中期経営計画及びこれに基づく具体的なホテルの開発・取得計画においては、観光庁宿泊旅行統計調査(平成25年1月から12月のデータ)により、本第三者割当により調達する資金を充当する予定の東京都台東区浅草及び愛知県名古屋市中区の各ホテルの稼働率は約70%以上となり、さらに、東京都品川区五反田及び現在検討している東京都区内の各ホテルの稼働率は、80%以上となることを見込んでおります。ホテル事業においては、ホテル物件の取得・開発・開業準備等の初期費

用は多額となり、ホテル開業後に一定期間が経過した後に収益に貢献することとなりますが、当社といたしましては、本第三者割当により調達する資金を上記ホテル案件に充当し、複数のホテルを早期に開業させることにより、当社が積極的に取り組んでいるホテル事業の収益の安定化を図ることができ、当社グループの企業価値の向上につながり、ひいては既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。

また、既存事業の低迷や新規事業の先行投資もあり、平成25年9月期は203百万円の経常損失、平成26年9月期第2四半期末は経常損失222百万円を計上し、継続企業の前提に関する注記を開示するまでには至りませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

この点、当社グループは、下記施策を実行するとともに、本第三者割当により資本を増加させることによって、経営の安定と将来の成長を実現してまいります。

ディストリビューション事業は、当社グループが、現在、サポートする一部アーティストが好調に推移していることもあり、今後もニッチ市場の開拓等を積極的に展開し、より一層の拡販に取り組んでまいります。また、更なる徹底したコスト削減に取り組み、支出を抑制しながら効率的な事業活動を行い、収益改善をはかり業績向上に注力してまいります。

報告セグメントのホテル事業は、現在稼働中のホテルは1棟ですが、今後更なる取得・開業等に向けた取組みを強化するとともに、コスト等の削減及び支出を抑制し、収益改善を図ってまいります。

当社グループは「新中期経営計画QOL2015」を策定後、事業領域の拡大を図っており、平成24年4月に「新たな事業の開始」に伴うホテル事業を開始するとともに、平成25年4月12日及び10月9日に公表して行った2回のライツ・オフアリングにより、約2,692百万円を調達しており、調達した資金により、ホテル事業の強化及び収益改善並びに財務体質改善に取り組んでまいります。

(2) 大規模な第三者割当を行うこととした判断の過程

本第三者割当は、既存株主に対して、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、本第三者割当は、当社株式の取引状況に配慮しつつ、当社が積極的に取り組んでいるホテル事業に係る資金調達を行い当社の財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは当社の企業価値の向上に資するとともに、将来的に既存株主の利益につながることから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

立ち上げたばかりのホテル事業に係る資金の調達について、金融機関や株主からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性があり、当社グループは、継続企業の前提に関する注記を開示するまでには至らないが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることから、借入れのみで資金調達することは現実的ではない。

公募増資及びコミットメント型のライツ・オフアリングは、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式又は普通株式を対象とする新株予約権を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手法としてとり得ない。

ノンコミットメント型のライツ・オフアリングは、新株予約権の割当て時点においては希薄化の影響を既存株主に対して与えることなく、また、上場された新株予約権を市場で売却する機会が存在し、新株予約権を行使しない既存株主に希薄化に伴う影響を回避する選択肢を提供することが可能である。しかし、当社が過去2回ライツ・オフアリングを行った時に比べて、当社の現在の株価は低い水準にあり、かかる水準を踏まえてライツ・オフアリングによる新株予約権の行使比率を高めるために行使価額を株価よりも更に低い価格に設定する場合には、ノンコミットメント型のライツ・オフアリングによって必要な資金の全額を調達することは容易ではなく、またこのような行使価額の設定は株価をさらに下落させる要因となることから、現時点で資金調達手法としてとることは難しい。

直近の資金需要としては、平成26年7月31日に愛知県名古屋市中区の物件の未払取得費用795,000,000円であり、その他ホテルに係る物件の費用の支出は、概ね平成26年7月から平成28年7月までの間に支出する見込みであるものの、物件の取得時期が確定していない。このような資金需要が見込まれる中において、本第三者割当は、第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせたものであり、本新株式の発行により一定の額を速やかにかつ確実に調達することにより、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権の発行により、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるよう配慮したものである。また、当社及び当社既存株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、希薄化が段階的に進む。さらに、本新株式及び本新株予約権の一部の割当予定先であるRPH社は、当社グループの成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解している親会社であり、今後も安定株主として当社株式を長期的に保有する意向を有している。本新株予約権の一部の割当予定先であるOakキャピタルも、当社のホテル事業を理解した上で、当社に投資するフィナンシャル・インベスター

であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能である。

以上から、当社といたしましては、本第三者割当が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

なお、本新株予約権が行使されないことにより本新株予約権による資金調達が当初計画通りできない場合、当社は、ホテルの取得時期を調整するとともに銀行等からの借入れ等、新たな資金調達方法を検討する予定であります。

当社は、前述のとおり、既に平成25年4月12日及び同年10月9日に公表した2回のライツ・オフアリングを実施しております。第1回ライツ・オフアリングの結果、行使された新株予約権27,268,951個(発行数の98.3%)と同数の株式が発行され、調達した資金(約680百万円)の多くを、当社グループのホテル事業の第1棟目である沖縄のホテルの取得等の費用に充当しました。そして、平成26年9月期第2四半期(平成25年10月から平成26年3月まで)において、ホテル事業の売上高は87百万円となりましたが、利益面においては、販売費及び一般管理費をカバーするに至らず、セグメント損失は121百万円となっております。また、第2回ライツ・オフアリングの結果、行使された新株予約権50,273,886個(発行数の91.39%)と同数の株式が発行され、調達した資金(約1975百万円)について、現時点までに、東京都台東区浅草のホテル物件の取得費用の一部、愛知県名古屋市中区のホテル用地の取得費用の一部、ホテル事業での飲食事業を営むことを見込み取得した飲食事業を行う会社の株式取得費用、及び沖縄のホテルに係る追加の持分の取得に充当し、残額も東京都台東区浅草のホテル物件の取得費用の一部、愛知県名古屋市中区のホテル用地の取得費用の一部に充当する予定です。第1回ライツ・オフアリングの公表時点である平成25年4月12日における当社発行済株式総数は27,789,400株であり、第2回ライツ・オフアリング実施後の平成25年12月26日における当社発行済株式総数は105,332,237株となりました。ホテル物件の取得・開発・開業準備等の初期費用は多額となり、ホテル開業後に一定期間が経過した後に収益に貢献することとなるため、第2回ライツ・オフアリングによる投資が収益に貢献するまでは一定程度の時間を要することとなります。

このように当社グループが営業損失にある状況で、かつ、当社発行済株式総数は、2回のライツ・オフアリングにより、27,789,400株から105,332,237株と約3.79倍となる中で当社の株価は低迷しております(具体的には、第1回ライツ・オフアリング公表日の平成25年4月12日の終値は406円、第2回ライツ・オフアリングの結果公表日の翌日である平成25年12月27日の終値は42円、本第三者割当の取締役会決議日の直前取引日の終値は38円となっております。)。しかしながら、過去2回のライツ・オフアリングにおいて、その行使率がいずれも90%以上であり、当社としては、当社グループのホテル事業に対する株主の皆様様の期待が高いと判断されることから、本第三者割当による資金調達は希薄化率が74.63%となり、短期的には、更に発行済株式数が増加することによる希薄化や株価への悪影響が懸念されるものの、今後とも、ホテル事業に適時に継続して投資を行い、本第三者割当により調達する資金を上記ホテル案件に充当し、複数のホテルを早期に開業させることにより、当社が積極的に取り組んでいるホテル事業の収益の安定化を図ることが、長期的には、当社グループの企業価値の向上につながり、ひいては株価や一株当たり利益等で示される既存株主の株式価値の向上につながるものと考えております。

なお、上記のとおり、本第三者割当による資金調達は希薄化率が74.63%(議決権の総数に対する割合)となり、25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる意思確認のいずれかの手続きをとることとなっております。

そこで、当社は、本第三者割当に関する決議を行った平成26年7月14日開催の当社取締役会に先立ち、当社の社外取締役(貝塚志朗)及び社外監査役(藤田誠司、勝又祐一)から、本第三者割当の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、本第三者に関する事項(本新株式及び本新株予約権発行の目的及び理由、資金調達の額、用途及び支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成及び持株比率、今後の業績への影響の見通しなど)について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、当社の社外取締役及び社外監査役から、「本第三者割当による調達資金は、貴社のホテル事業に関する新中期経営計画及びこれに基づく具体的なホテルの開発・取得計画という貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金用途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものであることから、貴社には資金調達の必要性が認められる。また、本第三者割当は、希薄化規模の大きな調達方法とならざるを得ないが、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に準拠し、かつ、取締役会決議日の直前取引日の終値(38円)からは7.9%のディスカウントとなるものの、6ヶ月終値平均とほぼ同額、1ヶ月終値平均及び3ヶ月終値平均における株価に比してプレミアムを有するものであること、及び本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の算定結果を踏まえて決められているなど、その発行条件は合理的であり、貴社の状況に照らして他の資金調達方法と比べて適切な手段であり、割当予定先選定にも不合理な点は認められず、その財務状況についても特段の懸念点は存在しないことから、本第三者割当を行う相当性が認められる」との意見をj得ております。

さらに、RPHは当社の親会社であり支配株主に該当するため、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成26年1月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書では、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との重要な契約の締結については、取締役会で審議し、支配株主以外の株主の利益を阻害していないことを確認しております。」と記載しております。

当該指針に関するRPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行における適合状況については、当社取締役会は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2に基づき、RPH社に対する本新株式及び本新株予約権の発行が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見として、RPH社との間に利害関係を有しない当社の社外取締役（貝塚志朗）及び社外監査役（藤田誠司、勝又祐一）から、RPH社に対する本新株式の発行に関する決議を行った平成26年7月14日開催の取締役会に先立ち、平成26年7月14日付で、「RPH社に割り当てられた本新株式及び本新株予約権より調達された資金は、貴社のホテル事業に関する新中期経営計画及びこれに基づく具体的なホテルの開発・取得計画という貴社グループの企業価値向上に資することが合理的に予想される資金使途に充当され、また貴社の財務基盤を安定させるものである。また、本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額（35円）は、取締役会決議日の直前取引日の終値（38円）からは7.9%のディスカウントとなるものの、6ヶ月終値平均とほぼ同額、1ヶ月終値平均及び3ヶ月終値平均における株価に比してプレミアムを有するものであり、また、本新株予約権の発行価額は外部算定機関により算出された本新株予約権の評価額を踏まえて決定されている。以上から、本新株式及び本新株予約権を貴社の支配株主であるRPH社に割り当てることは、貴社の少数株主にとって不利益なものではない。」との意見を得ております。なお、本第三者割当に係る取締役会においても、意見の内容が、当社が平成26年1月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書に適合している旨を確認しております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる情報】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）及び四半期報告書（第16期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年7月14日）までの間に生じた変更及び追加すべき事項は、以下のとおりです。なお、変更及び追加箇所には下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成26年7月14日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

[事業のリスク]

当社グループ（当社及び連結子会社）の経営成績、株価及び財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（中略）

イ）ディストリビューション事業、ソリューション事業

（中略）

ロ）ホテル事業等

（中略）

ハ）その他

親会社に関するリスク

（中略）

株式の追加発行に伴う希薄化

当社は、将来、株式の払込金額が時価を大幅に下回らない限り、株主総会決議によらずに、発行可能株式総数のうち未発行の範囲において、株式や新株予約権を追加的に発行する可能性があります。将来における株式や新株予約権の発行は、その時点の時価を下回る価格で行われ、当社普通株式の需給関係に悪影響を及ぼす可能性があり、かつ、株式の希薄化を生じさせる可能性があります。

当社は、平成26年7月14日開催の取締役会において、ホテル事業に関する中期経営計画に基づくホテルの開発・取得（東京都台東区浅草のホテル取得、東京都品川区五反田のホテル取得、愛知県名古屋市中区のホテル開発等や取得検討中のものを含む。）に関する資金を調達するため、第三者割当による新株式及び第4回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しました。新株式の発行による株式数及び本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数の合計は、78,572,000株（議決権の数785,720個）であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数105,332,237株（議決権の数1,052,811個）に対して74.59%（議決権の総数に対する割合は74.63%）の希薄化率です。新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使により、当社普通株式1株当たりの株式価値及び持分割合が希薄化し、また当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

本新株予約権の行使による資金調達に関するリスク

当社は、上記のとおり、ホテルの開発・取得に関する資金を調達するため、平成26年7月14日開催の当社取締役会において第三者割当による新株式及び本新株予約権の発行を決議しました。本新株予約権については、その性質上、特に行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使がなされず、資金需要に沿った調達ができない可能性があります。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年7月14日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年10月1日～平成25年12月31日	50,273,886	105,332,237	1,005,477	1,444,339	1,005,477	1,444,339

（注）当社第2回ライツ・オフリング（新株予約権）の行使期間（平成25年11月28日から平成25年12月20日まで）において、新株予約権の行使により発行された50,273,886株が増加し、行使による払込総額2,010,955千円により資本金、資本準備金がそれぞれ1,005,477千円、前事業年度末より増加しております。

3. 臨時報告書の提出

平成26年2月6日提出の臨時報告書

1【提出理由】

当社は、平成26年2月5日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役会及び監査役並びに当社子会社の取締役及び監査役に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

イ．銘柄

株式会社レッド・プラネット・ジャパン第3回新株予約権

ロ．新株予約権の内容

(1) 発行数

132,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式13,200,000株とし、下記、2(4)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、60円とする。

なお、当該金額は、東京証券取引所における当社の平成26年2月4日終値37円/株、株価変動性106.59%、配当利回り0%、無リスク利率0.474%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額37円/株、満期までの期間8年、強制行使条件)に基づいて、第三者評価機関であるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。

(3) 発行価額の総額

496,320,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金37円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成26年2月21日から平成34年2月20日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額(但し、上記2.(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に15%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額(但し、上記2.(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に100%を乗じた価格で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となり、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他これに類する法的手続の各手続開始の申立てがなされ、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(e) 当社又は当社関係会社の取締役及び監査役でなくなった後、6か月が経過した場合

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価額のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八. 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役5名	71,500個
当社監査役3名	8,000個
当社子会社取締役6名	47,500個
当社子会社監査役1名	5,000個

二. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ダイキサウンド株式会社	発行会社の完全子会社
株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン	同上

ホ. 勧誘の相手先と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成24年9月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第2四半 期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	平成26年5月13日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月20日

株式会社フォンツ・ホールディングス

取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 市川 裕之

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォンツ・ホールディングスの平成24年9月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォンツ・ホールディングス及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年10月9日開催の取締役会において、会社以外の全株主を対象とした第2回ライツ・オフリングによる新株予約権の発行を行うことを決議し、新株予約権を発行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フォンツ・ホールディングスの平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フォンツ・ホールディングスが平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

株式会社フォント・ホールディングス
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 市川 裕之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フォント・ホールディングスの平成24年9月1日から平成25年9月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォント・ホールディングスの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年10月9日開催の取締役会において、会社以外の全株主を対象とした第2回ライツ・オフリングによる新株予約権の発行を行うことを決議し、新株予約権を発行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月12日

株式会社レッド・プラネット・ジャパン
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 南方 美千雄 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市川 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レッド・プラネット・ジャパン(旧会社名 株式会社フォンツ・ホールディングス)の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年10月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社レッド・プラネット・ジャパン(旧会社名 株式会社フォンツ・ホールディングス)及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年4月30日開催の取締役会において、重要な設備投資を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。